一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録 命和4年2月

一般廃棄物最終処分場名: 倉敷市真備町不燃物投入場

維持管理の状況

- 1 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 埋立は終了している。
- 2 残余容量調査(最新の測定値) 埋立は終了している。

3 定期的に	点検するもの				
規定項目	擁壁等	遮水工	調整池(調整槽)	浸出液処理設備 の機能の状態	導水管又は配管
点検日	令和4年2月25日				
異常の有無	有・無	有無	有無	有無	有無
必要な措置を講じた年月とその内容					

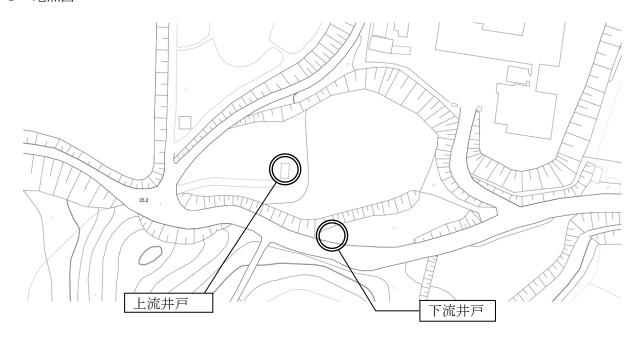
4 処理水及び地下

規定項目	処理水	上流井戸	下流井戸
採取場所	/	下記 地点図による	下記 地点図による
採取日			
結果の得られた日		別紙を参照してください。	別紙を参照してください。
水質検査結果			
異常の有無		有 ・無	有 ・無
必要な措置を講じた年 月日とその内容			

5 ダイオキシン類の測定及び水質悪化を受けての措置(最新の測定値)

規定項目	処理水	上流井戸	下流井戸
採取場所	/	下記 地点図による	下記 地点図による
採取日		令和3年10月8日	令和3年10月8日
結果の得られた日		令和3年11月4日	令和3年11月4日
水質検査結果		0.063	0.063
基準値		1	1
(結果単位)		pg-TEQ/L	pg-TEQ/L
異常の有無		有 ・無	有 ・無
必要な措置を講じた年 月日とその内容			

6 地点図



測定分析結果報告書

(1)処分場名 倉敷市真備町不燃物投入場

(2)採取の年月日 令和4年2月2日 (3)結果の得られた年月日 令和4年2月15日

(4)水質検査の結果

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)で測定を義務付けられているものに限る。)

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上		如理水		地下水		
採取場所・基						
準		処理水	基準	上流井戸	下流井戸	基準
項目						
塩化物イオン	mg/L		-	5	8	_
電気伝導率	mS/m		-	55	20	_
水素イオン濃度			5.8 ~ 8.6			
生物化学的酸素要求量	mg/L		60以下			
化学的酸素要求量	mg/L		90以下			
浮遊物質量	mg/L		60以下			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L		鉱油5以下,動植物油30以下			
フェノール類含有量	mg/L		5以下			
銅含有量	mg/L		3以下			
亜鉛含有量	mg/L		2以下			
溶解性鉄含有量	mg/L		10以下			
溶解性マンガン含有量	mg/L		10以下			
クロム含有量	mg/L		2以下			
大腸菌群数	個/cm3		3000以下			
<u>窒素含有量</u>	mg/L		最大120以下,平均60以下			
<u> </u>	mg/L		最大16以下, 平均8以下			
カドミウム及びその化合物	mg/L		0.1以下	-	_	0.01以下
シアン化合物	mg/L		1以下	-	_	検出されないこと
有機燐化合物	mg/L		1以下			
鉛及びその化合物	mg/L		0.1以下	-	_	0.01以下
6価クロム化合物	mg/L		0.5以下	-	_	0.05以下
砒素及びその化合物	mg/L		0.1以下	1	0.019	0.01以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L		0.005以下	1	1	0.0005以下
アルキル水銀化合物	mg/L		検出されないこと	-	_	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L		0.003以下	-	_	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L		0.3以下	ı	_	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/L		0.1以下	-	_	0.01以下
ジクロロメタン	mg/L		0.2以下	-	_	0.02以下
四塩化炭素	mg/L		0.02以下	_	_	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L		0.04以下	_	-	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		0.2以下	_	-	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.4以下	_	-	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		3以下	-	-	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0.06以下	_	-	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		0.02以下	_	-	0.002以下
チウラム	mg/L		0.06以下	-	1	0.006以下
シマジン	mg/L		0.03以下	_	-	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L		0.2以下	_	-	0.02以下
ベンゼン	mg/L		0.1以下	-	-	0.01以下
セレン	mg/L		0.1以下	_	_	0.01以下
ほう素及びその化合物	mg/L		50以下			
ふっ素及びその化合物	mg/L		15以下			
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L		200以下			

表中の値等は、環境計量証明書から転記したものである。

基準値超過の概要及び対応等

倉敷市真備町箭田の倉敷市真備町不燃物投入場において、実施している地下水調査の結果、基準値 を超える砒素が検出されましたので、以下に概要及び対応を示します。

1 概要

(1)検出された物質の種類及び濃度

砒素

- ・処分場の敷地内の観測用下流井戸において,基準値を超過する砒素を検出 検出された濃度 0.019mg/リットル (基準値0.01mg/リットル)
- (2) 原因

次の理由により、自然由来の砒素が検出されたと推定されます。

- ① 当該投入場は主にコンクリートやがれきを埋め立てているため、 砒素が検出されることは考えにくいこと
- ② 砒素などの複数の金属は、もともと自然界に広く存在するものであり、場所によっては基準値を超過する可能 性があるため、環境省においては、基準値を10倍以上超過する場合は人為的原因であるとされていること
- 以上の理由により、自然由来の可能性が高いと考えられます。
- 2 市の対応

平成24年度以降、下流井戸における砒素の測定回数を年4回に増やし、監視を強化しています。

3 参考情報

砒素について

- ・健康への影響は皮膚炎、末梢神経障害、肝臓障害を及ぼすとされています。
- ・使用用途は半導体,革製品,ガラス,顔料,防腐剤の製造に使用されています。 基準について
- ・地下水環境基準も0.01mg/リットルとなっていますが、これは一生涯にわたりその地下水を飲用しても健康に対する有害な影響がない濃度として基準値が設定されています。